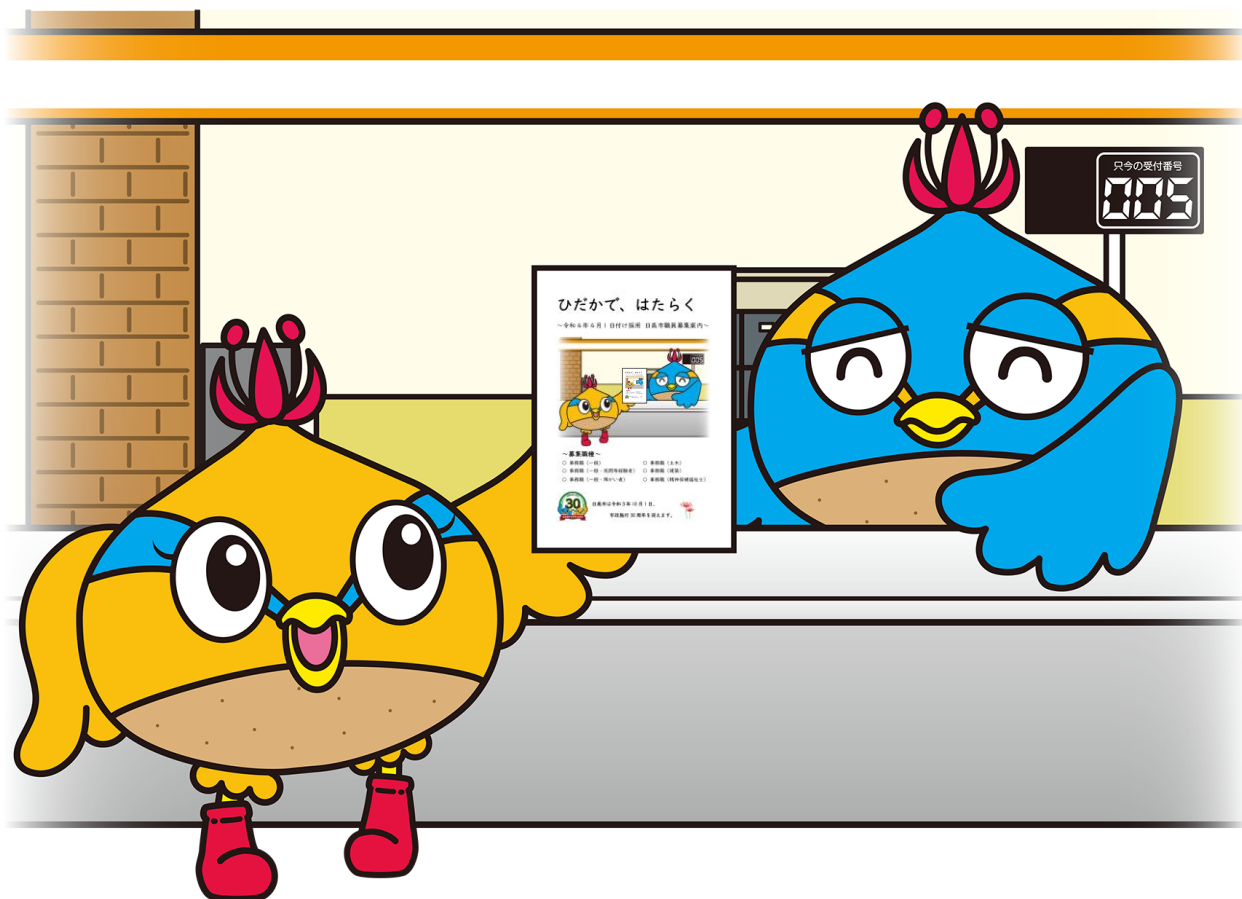


ひだかで、はたらく

～令和4年4月1日付け採用 日高市職員募集案内～



～募集職種～

- 事務職（一般）
- 事務職（一般・民間等経験者）
- 事務職（一般・障がい者）
- 事務職（土木）
- 事務職（建築）
- 事務職（精神保健福祉士）



日高市は令和3年10月1日、

市政施行30周年を迎えます。



1

募集職種・受験資格・採用予定人数等

募集職種	受験資格	採用 予定人数	主な 職務内容
事務職（一般）	・平成4年4月2日以降に生まれた人	10人 程度	一般事務等に 従事する
事務職（一般・ 民間等経験者）	・昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ・民間企業、団体、官公庁等で働いた経験のある人 （アルバイト等の非正規雇用含む）	2人	
事務職（一般・ 障がい者）	・昭和62年4月2日以降に生まれた人 ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの交付を受けている人	1人	
事務職（土木）	・昭和57年4月2日以降に生まれた人	1人	土木事務等に 従事する
	有資格者 ・1級土木施工管理技士の技術検定に合格している人 専門課程 ・学校教育法にいう高等学校以上の学校において、専門課程（土木）を修得し卒業又は令和4年3月31日までに卒業見込みの人		
事務職（建築）	・昭和57年4月2日以降に生まれた人	1人	建築事務等に 従事する
	有資格者 ・1級又は2級建築士の免許を有する人 専門課程 ・学校教育法にいう高等学校以上の学校において、専門課程（建築）を修得し卒業又は令和4年3月31日までに卒業見込みの人		
事務職 （精神保健 福祉士）	・昭和62年4月2日以降に生まれた人 ・精神保健福祉士の資格を有する人	1人	福祉事務等に 従事する

注 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 日高市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2

試験等の日時、会場及び合格発表

区分	日時	会場	合格発表
第1次試験	【筆記試験（能力検査・専門試験・性格検査）】 令和3年9月19日（日） 【人物試験】 令和3年9月19日（日）、20日（月・祝）、 23日（木・祝）、25日（土）、26日（日） ※申込者数に応じていずれかの日に面接 試験を行います。	日高市役所 （注3）	10月上旬
第2次試験	令和3年10月21日（木）、22日（金） ※第1次試験合格者数に応じていずれか の日に行います。	日高市役所	11月上旬
健康診断	第2次試験の合格発表後連絡	市内 医療機関	—

注1 合格発表は、可否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

注2 第2次試験の詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

注3 申込状況により、試験会場が変更となる場合がございます。

3

試験方法

区分	試験種目	試験時間	内容	対象
第1次試験	能力検査	70分	言葉の意味を正しく理解し文章や話の要旨を的確に理解する力、数的情報をもとに解を導く力及び論理的思考力を測定する択一筆記試験を行います。(SPI3)	事務職（一般） ※民間等経験者及び障がい者含む
	専門試験	90分	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工について、択一筆記試験を行います。	事務職（土木） ※専門課程のみ
			数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工について、択一筆記試験を行います。	事務職（建築） ※専門課程のみ
	性格検査	40分	対象者の基本的な性格特徴等を測定する択一筆記試験を行います。(SPI3)	全受験者
人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。			
第2次試験	人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。		第1次試験合格者
健康診断	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査を行います。			第2次試験合格者

注1 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

注2 第2次試験の合格者が最終合格者となります。

(参考) 第1次試験における職種別試験内容一覧

職種	試験	能力 検査	専門 試験	性格 検査	人物 試験
事務職(一般) 事務職(一般・民間等経験者) 事務職(一般・障がい者)		○	—	○	○
事務職(土木)〈有資格者〉 事務職(建築)〈有資格者〉 事務職(精神保健福祉士)		—	—	○	○
事務職(土木)〈専門課程〉 事務職(建築)〈専門課程〉		—	○	○	○

4 資格加点

第1次試験において、次に掲げる水準の語学資格等に該当する人について、5点または10点を加点します。(加点は、第1次試験の人物試験において、得点が100点に達するまでとします。)

(1) 語学

	対象資格	5点加点	10点加点
英語	実用英語技能検定	準1級	1級
	TOEIC	730点以上860点未満	860点以上
	TOEFL(iBT)	80点以上100点未満	100点以上
	国際連合公用語英語検定	A級	特A級
韓国語	ハングル能力検定試験	準2級、2級	1級
	韓国語能力試験	4級、5級	6級
中国語	中国語検定試験	2級、準1級	1級
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上900点未満	900点以上
ポルトガル語	外国語としてのポルトガル語検定 (旧国際ポルトガル語検定)	初級、中級	上級、大学級
	外国人のためのポルトガル語検定	中級、中上級	上級、最上級
スペイン語	スペイン語技能検定	4級、3級	2級、1級
	DELEスペイン語検定	B1、B2	C1、C2
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定(ViLT)	4級、3級	2級、1級
インドネシア語	インドネシア語技能検定	C級、B級	A級、特A級

◆注意事項◆

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

※同じ語学で複数の資格を持つ場合、複数加点は行いません。

※複数の語学資格を有していても、最高で10点の加点とします。

(2) スポーツ・文化芸術

スポーツ・文化芸術において、優秀な成績を収めた人	5点加点
--------------------------	------

※スポーツは、日本スポーツ協会に加盟している中央競技団体の競技種目。

全国高等学校総合体育大会、国民体育大会など、県代表等として全国大会へ出場（団体競技種目の場合は、登録メンバーであること）。

※文化芸術は、全国高等学校文化連盟に設置されている専門部の部門。

全国高等学校総合文化祭、国民文化祭などの全国大会へ出場（団体部門の場合は、登録メンバーであること）。

※両者とも、優秀な成績を収めた時期は、中学校以前のものは含みません。

(3) 申請方法

試験申込み時に、資格を証明する書類（合格証明書、スコアレポート、全国大会への出場実績を証明するもの）の写しを郵送し、第1次試験（筆記試験）の際、その書類の原本を持参してください。

なお、証明する書類については、個人の名前が確認できる書類をご提出ください。

5 申込手続

(1) 申込書等の受付

郵送	期間	7月19日（月）～8月9日（月・休）【消印有効】
※簡易書留 郵便に限る	宛先	〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 日高市役所総務部総務課人事厚生担当

◆ 申込みの際の注意事項 ◆

- 1 郵送のみの受付となります。角2封筒を使用してください。
- 2 簡易書留でご郵送ください。
- 3 書類不備の場合は、受け付けできません。
- 4 提出された書類は、一切お返しいたしません。
- 5 受験票返送用の封筒（長形3号の封筒に、郵便番号、住所、氏名を記入し、切手84円を貼付）を同封してください。なお、理由を問わず、書類不備や期間内に不到達のため申込不受理となっても、当市は責任を負いません。
また、8月31日（火）までに受験票が返送されない方は、お問い合わせください。
- 6 障がいがあり、受験を希望する方で配慮が必要な場合は事前に申し出てください。

(2) 提出書類

<div style="text-align: center;">職 種</div> <div style="text-align: center;">書 類</div>	事務職（一般） 事務職（一般・民間等経験者） 事務職（土木）〈専門課程〉 事務職（建築）〈専門課程〉	事務職（一般・障がい者）	事務職（精神保健福祉士） 事務職（建築）〈有資格者〉 事務職（土木）〈有資格者〉
1 職員採用試験申込書※1	○	○	○
2 誓約書	○	○	○
3 職員採用試験受験票※1	○	○	○
4 卒業証明書又は卒業見込証明書※2	○	○	○
5 成績証明書（最高学歴のもの）※2	○	○	○
6 自己申告カード※3	○	○	○
7 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの写し※4	—	○	—
8 受験資格に必要としている資格・免許等の写し※4	—	—	○
9 資格加点の証明書類の写し（ <u>資格加点を申請する方のみ</u> ）※4	○	○	○
10 受験票返送用の封筒（長形3号の封筒） ※郵便番号・住所・氏名を記入し、切手84円を貼付	○	○	○

◆注意事項◆

- ※1の写真は、最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向き（縦4cm×横3cm）のものを添付してください。
- ※2について、学校側の保存期間経過等で、発行できない場合は、発行ができない旨の証明書を提出してください。
- ※3について、自己申告カードは2ページあります。記入・提出漏れの無いようご注意ください。
- ※4については、第1次試験（筆記試験）時に原本を確認いたしますので、試験日当日にご持参いただきますようお願いいたします。
- 提出書類については必ず自書してください。
- 提出書類を封筒に入れる際には、上の表の1から10までの順番に並べて封筒に入れてください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、欠員の状況等に応じて逐次採用します。したがって、採用候補者名簿に登載された人が全て採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、名簿に登載した日から1年間です。
- (3) 採用の時期は、原則として令和4年4月1日以降となります。
 ※既卒者は欠員の状況に応じて令和3年度中の採用となる場合があります。
- (4) 提出した書類に虚偽があった場合には、採用候補者名簿から削除されます。
- (5) 心身の故障その他の理由により、採用日に勤務できない場合には、採用候補者名簿から削除されます。

7 給 与

- (1) 給 与 職員の給与に関する条例、規則等により支給されます。
 ※下記には給料（基本給）のほか、地域手当を含んでいます。

ア 新規学卒者

初任給 (月額)	大学卒	194,361円
	短大卒	176,851円
	高校卒	164,903円

イ 中途採用者

初任給 (月額)	25歳	207,236円	※左記はあくまでも参考額です。 最終学歴や民間企業での雇用形態によって、必ずしもこれらの金額にはなるとは限りません。
	30歳	222,789円	
	35歳	247,921円	
	40歳	262,650円	

注1 この初任給は、令和3年4月1日現在におけるもので、採用時までに給与改定等があった場合はそれによります。

- (2) その他諸手当（令和3年4月1日現在）

上記のほか、支給要件に該当する人には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当	配偶者：月額6,500円、子：10,000円、父母等：6,500円
住居手当	借家等：限度額28,000円
通勤手当	交通機関等利用者：実費相当額（55,000円限度） 自動車等：通勤距離2km以上で、距離に応じた額
期末手当・勤勉手当	1年間に給料などの約4.45月分（6月、12月支給）

8 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間（一般的な例のため、所属や職務により異なる場合があります。）

ア 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 週休2日制で、土曜日、日曜日及び祝日等の休日は休みです。

(2) 休 暇

年次有給休暇	1年度に20日付与
特別休暇	夏季、結婚、出産、忌引、ボランティアなどの場合の休暇
病気休暇	負傷又は疾病の場合の休暇
その他	育児休業、介護休暇など

9 福利厚生

- (1) 定期健康診断、健康相談などを実施しています。
- (2) 共済組合による保健給付、年金給付及び貸付などの制度があります。
- (3) 共済組合所有の宿泊施設又は指定施設利用の際に補助・割引があります。
- (4) 公務災害、通勤災害の補償制度があります。

10 研 修

初・中・上級職員研修等の階層別研修、自治大学校、国土交通大学校、市町村アカデミー等への派遣研修、その他専門研修等があります。

11 過去2年間の採用試験の状況

職種	年度	令和元年度		令和2年度	
		受験者数	採用者数	受験者数	採用者数
事務職（一般）		30	10	43	9
事務職（一般・民間等経験者）		—	—	31	3
事務職（一般・障がい者）		1	0	1	0
事務職（建築）		0	0	—	—
事務職（土木）		0	0	0	0
事務職（電気）		0	0	—	—
事務職（情報処理）		1	0	—	—
事務職（精神保健福祉士）		—	—	0	0

12

注意事項等

- (1) 試験当日は、次の物を持参してください。
- 受験票 鉛筆（HB） 消しゴム ボールペン
 - 昼食 障がい者手帳の原本（該当の方）
 - 資格・免許等の原本（該当の方）
 - 資格加点の証明書類（資格加点を申請する方）
- (2) 試験当日は、時間に余裕を持ち、早めに来場してください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験当日もマスクの着用をする等、各自感染防止に努めてください。
なお、試験日当日に熱や風邪等の症状がある場合、受験をお断りさせていただく場合がございます。再試験の予定はありませんので、体調管理について徹底の上、試験に臨まれるようお願いいたします。
- (4) **採用試験の費用には市民の皆様の貴重な税金が使われています。
試験を申し込まれる方は、必ず受験されるようお願いいたします。**



この試験についてのお問い合わせは…

日高市役所

総務部 総務課 人事厚生担当（本庁舎2階）

住所 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

電話 042-989-2111（内線2239）

FAX 042-989-2316

e-mail Link@city.hidaka.lg.jp